

諮問日：平成28年10月13日（平成28年度（情）諮問第11号）

答申日：平成28年12月21日（平成28年度（情）答申第17号）

件名：福岡第二検察審査会の検察審査員等旅費日当請求書の不開示部分の不均衡の理由を記載した文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

福岡第二検察審査会の検察審査員等旅費日当請求書の46番と47番の不開示部分の不均衡の理由（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、福岡地方裁判所長（以下「原判断庁」という。）が、本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、原判断庁が平成28年8月12日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

苦情申出人は、不開示部分の不均衡の理由を記載した文書の開示を求めたのではなく、「不開示部分の不均衡の理由」の開示を求めたのである。したがって、原判断の「開示しないこととした理由」が「作成又は取得していない」となっているのは不当である。

福岡第二検察審査会の47番の審査員の検察審査員等旅費日当請求書の不開示部分は、他の審査員の請求書の不開示部分と不均衡である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示としたが、当該判断は相当である。

2 理由

本件苦情申出の内容については、必ずしもその趣旨が明確ではないが、要するに、苦情申出人が、以前、福岡地方裁判所から開示を受けた福岡第二検察審査会の検察審査員等旅費日当請求書について、駅名や使用交通機関名を開示しているものと開示していないものとがあり、不開示部分に差異があるにもかかわらず、その理由を記載した文書を作成又は取得していないとの理由で開示しないことは不当であるというものと解される。

そもそも開示申出を受けた裁判所は、その都度、開示対象文書ごとに不開示情報の有無について個別に検討を行うのであって、同じ種類の文書であっても、その記載内容が異なるのであれば、開示対象文書ごとに不開示情報の有無やその範囲は異なり得るから、そのような差異が生じることの理由について記載した文書を作成する必要はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年10月13日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 同年11月4日 苦情申出人から意見書及び資料を収受
- ④ 同月28日 審議
- ⑤ 同年12月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出文書について

本件開示申出に係る開示の申出書には、「下記のとおり司法行政文書（不開示部分の不均衡の理由）を開示請求します」と記載され、「記」に、「対象文

書」として、福岡第二検察審査会の検察審査員等旅費日当請求書の46番及び47番、「不開示部分の不均衡箇所」として、検察審査会の所在地駅名や使用交通機関名が記載されている。

この申出について、原判断は、本件開示申出の対象文書を以前苦情申出人に対して開示した福岡第二検察審査会の検察審査員等旅費日当請求書の46番と47番の不開示部分に不均衡がある理由を記載した文書（本件開示申出文書）と特定した上で、当該文書は作成し、又は取得していないとして不開示の判断をしたものと解される。

上記開示の申出書の記載内容及び司法行政文書の開示申出の制度が文書の開示の求めに係る制度であることからすると、原判断庁が、本件開示申出文書を上記のように特定したことは相当である。

これに対し、苦情申出人は、開示を求めたのは、「不均衡の理由」であって、不均衡の理由を記載した文書ではないとして、不均衡の理由を説明するよう求めているようである。しかしながら、上記のとおり、司法行政文書の開示申出の制度は、現に存する文書につき、求めに応じて開示する制度であり、申出人からの説明要求に応じて裁判所が何らかの説明をするという制度ではない。したがって、苦情申出人が主張するような説明を原判断庁がしなかったことは、何ら不合理ではない。

- 2 また、苦情申出人が主張するように、以前原判断庁が開示した検察審査員等旅費日当請求書の中に、審査員によって、不開示とした部分に差異があったとしても、それは、個々の請求書に記載された情報の内容に差異があるために生じたものと考えられ、不開示情報の有無に係る判断は、文書ごとに個別に行われるべきものであるから、上記のような差異の理由について記載した文書が作成されていなかったとしても、不合理なものではない。

そうすると、福岡地方裁判所においては、本件開示申出文書を保有していないものと認められる。

3 原判断の妥当性について

以上のおりであるから、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないとして不開示とした原判断については、福岡地方裁判所において本件開示申出文書を保有していないものと認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人